

労働基準法第33条及び同法第139条について

～建設業における時間外労働上限規制の特例～

栃木労働局

特例1 労基法第33条第1項

人命又は公益保護のため**緊急**を要する「**災害その他避けることのできない事由**」により、臨時に36協定で定める延長時間を超えて時間外・休日労働を行う必要が生じた場合等において、所轄労働基準監督署長への事前の許可申請又は事後に遅滞なく届出を行うことにより、**社会通念上必要な範囲**に限り、時間外労働の上限規制の適用を受けずに36協定とは別枠で、時間外・休日労働を行うことを可能とする法制度。

◆対象となる事由

災害をはじめ事業の運営上、通常想定される予防措置では避けられないような突発的あるいは想定を超える大規模又は重篤な事象が発生した場合。※発生が客観的に予見され差し迫った場合を含む。

◆社会通念上必要な範囲

工場火災等において、消火作業及び後始末は含まれるが、再稼働のための復旧作業や災害発生後の複数年にわたる復旧工事などは対象外。

<適用が考えられる事例>

- 都道府県等との**防疫協定**や**災害協定**による要請等に基づき**緊急**に行う瓦礫撤去や仮設住宅の設置、「豚熱」「鳥インフルエンザ」への対応
- 河川の氾濫等が予想され、**人命・公益保護**のため**緊急**に行う土嚢積み
- **災害協定**や**維持管理契約**等に基づき、道路交通の安全確保等**人命・公益保護**のため**緊急**に行う路面への凍結防止剤の事前散布や除雪作業
- 上記のような**緊急**対応を要する非常災害等が発生した場合において、**人命・公益保護**のため他の事業場からの協力要請に応じる場合

特例2 労基法第139条第1項

災害復旧及び復興に係る**工作物の建設の事業その他厚生労働省令で定める関連事業**について、単月100時間以上、2～6か月平均80時間超の時間外・休日労働を可能とする36協定を締結できる法制度。

➔ 年間720時間以内、月45時間超6か月以内の上限規制は適用あり。

◎ 労基法第33条第1項の対象とならない災害復興事業も対象。

➔ まずは、前年の災害復旧・復興関連事業への対応実績と上限規制等を踏まえて36協定を締結し届出。その上で、特例1の事由が生じた場合は、労基法第33条第1項に基づく許可申請又は届出を検討。